



新型コロナウイルス感染症対策について

学校長 森本 信一

新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日付けで5類感染症に移行されたことを踏まえ、教育委員会や学校等における今後の感染症対策の検討の参考になるように、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定が行われました。主な改定の内容及びその留意事項等について、下記に示しましたので改めて確認させてください。

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、
 - ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
 - ・ 適切な換気の確保
 - ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導
 といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと
 これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと
- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、
 - ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
 等の措置を一時的に講じることが考えられること

2 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について

- 児童生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく出席停止の措置を講じること。その際、児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な配慮を行うこと
 合理的な理由により、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、校長の判断により、引き続き「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことが可能であること
- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とすること

5類感染症移行に伴い、5月12日にはPTA総会を体育館で行い、その夜には3年ぶりにPTA歓迎会も実施することができました。また、5月22日から25日の期間に実施した、宿泊学習（1年生）、修学旅行（2年生）、上級学校紹介・職場体験学習（3年生）等の学校行事も、コロナ対策を講じることなく行うなど、コロナ以前を取り戻しつつあります。28日のPTA環境緑化作業もたくさんの保護者に参加していただきました。ありがとうございました。

6月には地区総体も計画されており、こちらも、観戦の制限等なく実施されます。少しずつ、コロナ以前の日常に戻りつつありますが、コロナという感染症がなくなったわけではありません。引き続き、感染の状況を見極め、必要な感染対策をとりながら、様々な教育活動に取り組んでまいります。御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

【校訓】	【めざす生徒像】
勉学	自主的・継続的に学び、自分の良さを伸ばす生徒
健康	心身ともに健康で、明るく、人間性豊かな生徒
責任	決まりを守り、義務を遂行して責任を果たす生徒
礼儀	あいさつを正し、品位を保つ生徒
勤労	働くことの大切さを自覚し、進んで協力し奉仕する生徒